

令和8年度 「学校いじめの防止等基本方針」

京都市立洛南中学校

《はじめに》

いじめ問題への対応は、学校における重要な課題の一つである。本校では、「いじめ防止対策プロジェクト」の組織を作り、いじめ防止のための取組を行っている。

学校における「いじめ防止基本方針」は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、京都市いじめの防止等取組指針（平成29年9月改訂）に基づき、いじめの防止や早期発見、適切な解決を図り、いじめ根絶のために策定した。

1 総則

(1) 目的

「いじめ」とは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険(スマートフォン・SNS・携帯ゲーム機・インターネット等を通じて行われるものを含む)を生じさせるおそれがあるものである。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って判断を行う。いじめの認知は、個人の判断や特定の教職員のみで行うことなく、学校に設置した「いじめ防止対策プロジェクト」という組織で協議する。

(2) 基本理念

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも、どの地域にも、起こりうるものである。嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わるように、被害も加害も経験することがよくある。

「いじめた人」・「いじめられた人」という二者関係だけでなく、クラスや部活動等の集団の中で起こる問題から、いじめをはやし立てたり、面白がったりする「観衆」の存在、いじめの周辺で暗黙の了解を与えることになってしまっている「傍観者」の存在などにも注意を払い考えさせ、集団全体でいじめを許さない雰囲気形成されるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止対策プロジェクト

〔構 成 員〕 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、補導主任、各学年生活補導、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラーを基本とし、状況に応じて学年主任、学級担任や部活動顧問を追加するなど柔軟なメンバーを構成員としている。

〔役 割〕 未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証、役割等の周知など

〔開催時期〕 緊急時随時（緊急事案がないときは週1回実施する。）

※ 重大事態に至った場合は、京都市教育委員会に直ちに協議をし、教育委員会と十分な連携を図り、対処方針を共有して、迅速に対処する。よって、専門的知識を有する第三者の参画を検討することもある。

〔周知方法〕 全校集会および学校だよりで、生徒・保護者への周知を行う。

〔内 容〕 ・いじめを未然に防止するための取組を計画する。

- ・いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの事実関係を聴取する。
- ・いじめに関する情報の収集、記録、共有を行う。
- ・いじめ防止のための指導や対応方針を決定する。
- ・いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援を行う。
- ・いじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を行う。
- ・いじめ防止の取組について検証を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止

学習環境の整備

- ・「図書館教育の充実」に取り組み、幅広い言語活動の充実による思考力・判断力・表現力の育成を目指す。これにより、コミュニケーション能力を高め、自分の考えや意思を的確に表現し、他者の思いも理解できる生徒の育成につながると考える。また、学校図書館に、生徒の「心の居場所」としての機能を果たすことも視野に入れたい。
- ・公開授業週間、校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒が楽しくわかる授業づくりに努める。ただし「楽しく」とは単に楽しいととらえるのではなく、学習を通して得られる未知のことから知る喜びや楽しさであると理解するものである。

授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・授業開始時には「学習のねらい」と「授業のガイダンス」を必ず提示し、終了時には「学習のまとめからねらいへ戻り目標を明らかにする」授業を行う。

道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教員を中心に、洛南道徳プロジェクトを構成し、校内体制を確立する。人権教育と絡めながら本校独自の「道徳教育の充実」を目指す。
- ・小学校や保護者、地域の方々の参加、協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解の連携を深め、道徳教育の授業はもとより教育活動全体を通して、「道徳教育の充実」を図る。
- ・これまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながら、「いじめ防止対策」の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた本校にあった生徒の心に響き、多様な考えをより深く考えられる教材を用い、指導・啓発を行う。
- ・道徳の公開授業などを通して、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度資質や能力を育んでいく。

生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・生徒会活動など、生徒が自主的・自発的に行う活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、学校・学年・学級などの集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自己有用感や自己肯定感を高め、自己実現につなげる指導を進める。
- ・「生き方探究チャレンジ体験」や「リーダー講習会」、校内美化活動としてのボランティア活動など、さまざまな体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との連携を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。その中で地域との交流も含めて道徳心を育む。

生徒同士の絆づくり

- ・学級活動や学校行事等、学級や学年の集団作りを通じて、生徒自らが規範について考え、行動できる力を育てる。
- ・部活動については自主自立の精神のもと、生徒が主体となって、精神面・技術面・肉体面の研磨に集中できる環境をつくり、その中で一人一人の人間性を育てる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

日常の生徒に関する情報共有

- ・いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて、生徒のささいな変化に気付く感性が必要である。このため、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、教職員は常にアンテナを高く張り巡らせることが大切である。

- ・保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

生徒に対する定期的な調査

- ・いじめの早期発見のため、アンケート調査、クラスマネジメントシート、学級単位でのさまざまなアンケートや活動後の生徒による感想、個別の教育相談(担任だけでなく話がしやすい先生も含む)を実施することはもちろん、年2回の教育相談週間を設定し、いじめを訴えやすい体制を整える。家庭・地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校にも、どの地域にも、起こりうるものであることを認識する。いじめの態様に応じた指導力と教育相談の力を向上させるための教職員研修やケース会議等を行い、資質・能力の向上を図ることが必要である。
- ・生徒、保護者、地域からの情報には早期に対応する。教職員は決して一人で抱え込むことなく、学年や生徒指導部を中心に組織として対応し、早期発見・早期解決に最大限の努力を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組基本的な考え方

- ・いじめられた生徒の安全を確保し、いじめられた生徒に事実確認(日時・場所・態様期間だけでなく、経過や心情)を行い、学校として、いじめたとされる生徒に対して指導する意志を確認する。保護者にも報告・連絡・相談を行い指導の方向を示す。
- ・いじめたとされる生徒に対して事情を聴き、丁寧に事実確認を行い、学校として体制の中で適切に指導する。保護者にも報告・連絡・相談を行い、指導の方向を示す。
- ・京都市教育委員会への報告・連絡・相談や、事案の態様に依りて関係機関と連携する。

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

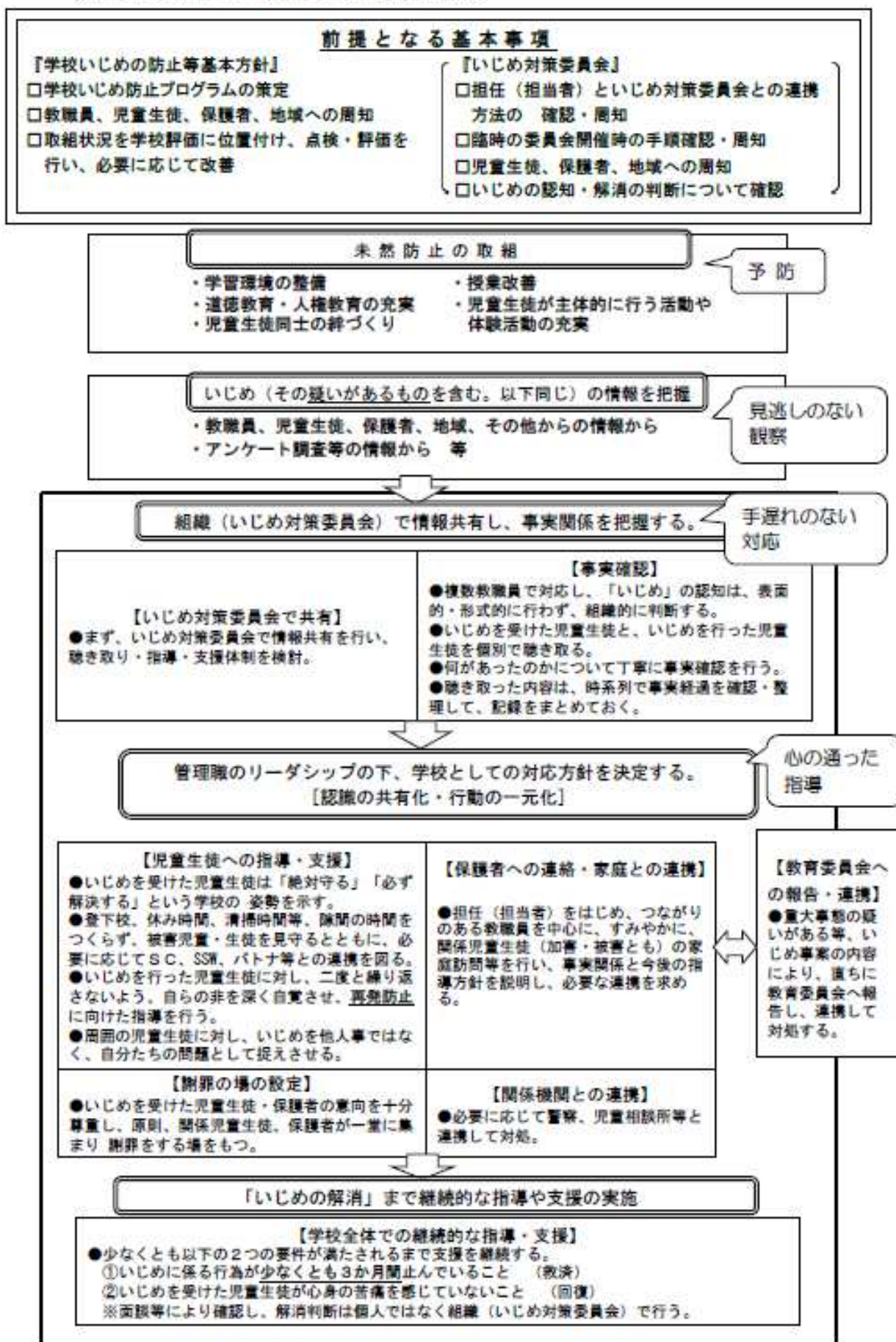
- ・京都市教育委員会、京都府警本部と連携し「非行防止教室」・「携帯教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題発生時には適切な指導を行う。
- ・教科指導(社会科、技術・家庭科)の中で情報リテラシーを養い育てる。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じ保護者や地域への啓発活動を行う。

「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・謝罪とその受入れ後も、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう注意深く見守る必要がある。
- ・再発防止のため、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人々等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・継続的な指導や支援を行い、スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ防止対策プロジェクト」でより適切に対応、常に状況把握に努める。

いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



(4) 教職員の資質能力向上の取組

内容

- ・いじめの態様に応じた指導力と教育相談の力を向上させるための教職員研修やケース会議等を行い、資質・能力の向上を図る。

実施時期

- ・いじめ防止対策プロジェクトは、緊急に対応する場合を除き、週一回実施する。
- ・校内研修会（夏季、秋季）でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

4 保護者、地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信

- ・PTAの各種会議などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換する場を設ける。
- ・いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的におこなう。

(2) 保護者への啓発、協同の取組

- ・「京都はぐくみ憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める観点を啓発していく。
- ・上記のさまざまな機会を捉え、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめ解消が保護者の理解・協力なしには進まないことの理解を広める。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用やその他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・京都市教育委員会と直ちに協議を行い、十分な連携を図り、対処方針を共有して、迅速に対処する。専門的知識を有する第三者の参画を検討することもある。

6 年間計画（予定）

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ防止対策プロジェクト① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ防止対策プロジェクト委員の紹介」 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・家庭訪問週間

5	◇いじめ防止対策プロジェクト② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」		・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・PTA 総会
6	◇いじめ防止対策プロジェクト③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・生徒大会 【2年】ケータイ教室	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・休日参観 ・学年懇談会 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会① ・進路保護者会
7	◇いじめ防止対策プロジェクト④ 「生徒会リーダー講習会に向けて」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え・学年集会		・個別懇談会
8	◇いじめ防止対策プロジェクト⑤ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」	・小中合同研修会	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・祭礼パトロール
9	◇いじめ防止対策プロジェクト⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・体育祭に向けて ・合唱コンクールに向けて		
10	◇いじめ防止対策プロジェクト⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ防止対策プロジェクト ← 「情報の共有と組織的対応」 ◆校内研修会④ 「いじめに特化した出前研修の実施」	・体育祭 ・合唱コンクール	・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②	・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会②
11	◇いじめ防止対策プロジェクト⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」	【1年】非行防止教室	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施② (3年進路相談)	・進路保護者会 ・入学説明会

1 2	◇いじめ防止対策プロジェクト⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・憲法月間の講話 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・小中児童生徒会交流会 【3年】薬物乱用防止教室 ・学年集会		・三者懇談会
1	◇いじめ防止対策プロジェクト⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について		・家庭地域教育講座
2	◇いじめ防止対策プロジェクト⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・学校評価の実施
3	◇いじめ防止対策プロジェクト⑫ 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式いじめアンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ防止対策プロジェクト）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「個別懇談会」「自由参観週間」「学校運営協議会」

※ 記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ防止対策プロジェクト」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ防止対策プロジェクト」で、随時行い情報等を共有する。

※ いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を示し、実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。